

広島県告示第三十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県立びんご運動公園の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

ポラーノグループびんご

特定非営利活動法人ポラーノ

理事長 松村 公市

2 主たる事務所の所在地

広島市中区南吉島一丁目二番三七号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
広島市中区鶴見町二番一三号			広島市中区南吉島一丁目二番三七号		

三 変更年月日

平成二十四年九月二十四日